

## 令和7年第2回横須賀市農業委員会総会議事録（会議概要）

### 1 日時及び場所

令和7年2月10日（月） 午後2時30分開会 午後3時10分閉会  
横須賀市役所 3号館3階 302会議室

### 2 出席委員

委員総数14名（農業委員7名 農地利用最適化推進委員7名）

### 3 議案及び報告事項

#### <議案事項>

議案第10号から第18号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による農用地利用集積計画について9件

議案第159号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律及び改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積計画について7件

議案第26号から第28号非農地証明申請について3件

#### <報告事項>

報告第3号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について3件

報告第4号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について3件

※横須賀市農業委員会総会会議規定により岩澤会長を議長とする。

### 4 会議概要

事務局長 定刻の15時となりました。令和7年第2回横須賀市農業委員会総会を開催いたします。総会に先立ちまして、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 （あいさつ）  
それでは、資格審査を事務局よりお願いします。

副事務局長 はい（挙手）

議長 副事務局長

副事務局長 本日、角井委員が欠席となります。従いまして出席者7名となり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の現に在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立しておりますことをご報告いたします。

議長 本会は、成立しているとのことですので。  
それでは、本日の議事録署名人について、事務局よりお願いします。

副事務局長 はい（挙手）

議長 副事務局長

副事務局長 議事録署名人は、6番高橋委員、8番小川委員をお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。議案及び報告事項の朗読を事務局からお願いします。

事務局長 はい（挙手）

議長 事務局長

事務局長 (議案及び報告事項の朗読)

議長 それでは、審議に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。  
事務局から説明をお願いします。

事務局 はい (挙手)

議長 事務局

事務局 (議案の朗読および説明)  
議案第 10 号は新規の案件であり、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である全部効率利用要件や常時従事要件を満たしていると認められ、利用権設定相当と思われます。

議長 本件は新規に就農される方が申請人となりますので、ここでご本人から営農計画についてお話しをいただきたいと思います。

新規就農者 (営農計画について説明)

議長 本議案の立合をした三堀推進委員にご意見を頂戴したいと思います。

三堀推進委員 (現場の状況の説明後) 本人もやる気がありますので、本件を足掛かりとしていただきたいです。

議長 本議案について審議いたします。何かご意見ありませんか。  
(意義なしの声)

議長 意見なしの声がありました。それでは採決いたします。  
議案第 10 号について、賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、本案で決定することといたします。  
引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局 はい (挙手)

議長 事務局

事務局 (議案の朗読および説明)  
議案第 11 号は新規の案件であり、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である全部効率利用要件や常時従事要件を満たしていると認められ、利用権設定相当と思われます。

議長 本議案の立合をしたのは私ですので、意見を述べたいと思います。  
(現場の状況の説明後) 問題ないと思います。

議長 本議案について何かご意見ありませんか。  
(異議なしの声)  
異議なしの声がありました。それでは採決いたします。  
議案第 11 号について、賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、本案で決定することといたします。  
引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局 はい (挙手)

議長 事務局

事務局 (議案の朗読および説明)  
議案第 12 号及び第 13 号は新規の案件であり、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である全部効率利用要件や常時従事要件を満たしていると認められ、利用権設定相当と思われま

議長 本議案の立合をしたのは私ですので、意見を述べたいと思います。  
(現場の状況の説明後) 問題ないと思います。

議長 本議案について何かご意見ありませんか。  
(異議なしの声)  
異議なしの声がありました。それでは採決いたします。  
議案第 12 号及び第 13 号について、賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、本案で決定することといたします。  
引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局 はい (挙手)

議長 事務局

事務局 (議案の朗読および説明)  
議案第 14 号は継続の案件であり、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である全部効率利用要件や常時従事要件を満たしていると認められ、利用権設定相当と思われま

議長 本議案の立合をした廣川推進委員にご意見を頂戴したいと思います。

廣川推進委員 (現場の状況の説明後) 問題ないと思います。

議長 本議案について何かご意見ありませんか。  
(異議なしの声)  
異議なしの声がありました。それでは採決いたします。  
議案第 14 号について、賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、本案で決定することといたします。  
引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局 はい（挙手）

議長 事務局

事務局 （議案の朗読および説明）  
議案第 15 号は継続の案件であり、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である全部効率利用要件や常時従事要件を満たしていると認められ、利用権設定相当と思われます。

議長 本議案の立合をした廣川推進委員にご意見を頂戴したいと思います。

廣川推進委員 （現場の状況の説明後）問題ないと思います。

議長 本議案について何かご意見ありませんか。  
（異議なしの声）  
異議なしの声がありました。それでは採決いたします。  
議案第 15 号について、賛成の方は挙手をお願いします。  
（全員挙手）  
全員賛成ですので、本案で決定することといたします。  
引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局 はい（挙手）

議長 事務局

事務局 （議案の朗読および説明）  
議案第 16 号から第 17 号は継続の案件であり、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である全部効率利用要件や常時従事要件を満たしていると認められ、利用権設定相当と思われます。

議長 本議案の立合をした西脇推進委員にご意見を頂戴したいと思います。

西脇推進委員 （現場の状況の説明後）問題ないと思います。

議長 本議案について何かご意見ありませんか。  
（異議なしの声）  
異議なしの声がありました。それでは採決いたします。  
議案第 16 号から第 17 号について、賛成の方は挙手をお願いします。  
（全員挙手）  
全員賛成ですので、本案で決定することといたします。  
引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局 はい（挙手）

議長 事務局

事務局 （議案の朗読および説明）  
議案第 18 号は継続の案件であり、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である全部効率利用要件や常時従事要件を満たしていると認められ、利用権設定相当と思われます。

議長 本議案の立合をした梶谷推進委員にご意見を頂戴したいと思います。

梶谷推進委員 (現場の状況の説明後) 問題ないと思います。

議長 本議案について何かご意見ありませんか。  
(異議なしの声)  
異議なしの声がありました。それでは採決いたします。  
議案第 18 号について、賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、本案で決定することといたします。  
引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局 はい (挙手)

議長 事務局

事務局 (議案の朗読および説明)  
議案第 19 号、第 21 号、第 22 号及び第 23 号は新規の案件であり、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である全部効率利用要件や常時従事要件を満たしていると認められ、利用権設定相当と思われれます。

議長 本議案の立合をした三富推進委員と松本推進委員にご意見を頂戴したいと思います。

三富推進委員 (現場の状況の説明後) 問題ないと思います。

松本推進委員 (現場の状況の説明後) 問題ないと思います。

議長 本議案について何かご意見ありませんか。  
(異議なしの声)  
異議なしの声がありました。それでは採決いたします。  
議案第 19 号、第 21 号、第 22 号及び第 23 号について、賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、本案で決定することといたします。  
引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局 はい (挙手)

議長 事務局

事務局 (議案の朗読および説明)  
議案第 20 号、第 24 号及び第 25 号は新規の案件であり、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である全部効率利用要件や常時従事要件を満たしていると認められ、利用権設定相当と思われれます。

議長 本議案の立合をした廣川推進委員にご意見を頂戴したいと思います。

廣川推進委員 (現場の状況の説明後) 問題ないと思います。

議長 本議案について何かご意見ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしの声がありました。それでは採決いたします。

議案第 20 号、第 24 号及び第 25 号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、本案で決定することといたします。

引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局 はい (挙手)

議長 事務局

事務局 (議案の朗読および説明)

議案第 26 号は非農地証明の要件である「農用地区域に設定されていないこと」「甲種農地・第 1 種農地に該当する場合は、転用目的が立地基準に適合すること」「周辺の農地の営農条件に支障を生じる恐れがないこと」「筆の一部でないこと」「過去 10 年間違反転用として追及されておらず、今後も追及の見込がないこと」を満たしており、現況が運用指針における「築物又は工作物の敷地」に該当するため、非農地相当と思われます。

議長 本議案の立合をしたのは小川委員と三堀推進委員ですが、小川委員にご意見を頂戴したいと思えます。

小川委員 (現場の状況の説明後) 非農地相当だと思えます。

議長 本議案について何かご意見ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしの声がありました。それでは採決いたします。

議案第 26 号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、本案で決定することといたします。

引き続き、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい (挙手)

議長 事務局

事務局 (議案の朗読および説明)

議案第 27 号は非農地証明の要件である「農用地区域に設定されていないこと」「甲種農地・第 1 種農地に該当する場合は、転用目的が立地基準に適合すること」「周辺の農地の営農条件に支障を生じる恐れがないこと」「筆の一部でないこと」「過去 10 年間違反転用として追及されておらず、今後も追及の見込がないこと」を満たしており、現況が運用指針における「築物又は工作物の敷地」に該当するため、非農地相当と思われます。

議長 本議案の立合をしたのは小林委員と西脇推進委員ですが、小川委員にご意見を頂戴したいと思えます。

小林委員 (現場の状況の説明後) 非農地相当だと思えます。

議長 本議案について何かご意見ありませんか。  
(異議なしの声)  
異議なしの声がありました。それでは採決いたします。  
議案第 27 号について、賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、本案で決定することといたします。  
引き続き、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい (挙手)

議長 事務局

事務局 (議案の朗読および説明)  
議案第 28 号は非農地証明の要件である「農用地区域に設定されていないこと」「甲種農地・第 1 種農地に該当する場合は、転用目的が立地基準に適合すること」「周辺の農地の営農条件に支障を生じる恐れがないこと」「筆の一部でないこと」「過去 10 年間違反転用として追及されておらず、今後も追及の見込がないこと」を満たしており、現況が運用指針における「築物又は工作物の敷地」に該当するため、非農地相当と思われます。

議長 本議案の立合をしたのは高橋委員と梶谷推進委員ですが、梶谷推進委員にご意見を頂戴したいと思います。

梶谷推進委員 (現場の状況の説明後) 非農地相当だと思います。

議長 本議案について何かご意見ありませんか。  
(異議なしの声)  
異議なしの声がありました。それでは採決いたします。  
議案第 28 号について、賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、本案で決定することといたします。  
引き続き、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい (挙手)

議長 事務局

事務局 (報告事項について朗読)  
つきましては、お目通しのみとさせていただきます。  
報告事項については、以上となります。

議長 報告について、何か発言のある方は挙手をお願いします。  
(発言なし)  
特に発言がないようですので、報告第 3 号から報告第 4 号は終わります。  
以上、予定の議事をすべて終了いたしました。ほかにご意見・ご提案がありましたらお願いします。  
(発言なし)  
特段無いようですので、本日の総会を終了いたします。ありがとうございました。